公立大学法人都留文科大学中期目標、中期計画、年度計画　対照表

中期目標	中期計画	24 年度計画
目次	目次	目次
前文		
Ⅰ　基本方針	Ⅰ　中期計画策定の基本的な視点	
1　数値目標		
2　基本目標		
Ⅱ　中期目標達成に向けての取り組み	Ⅱ　中期計画達成に向けての目標の設定	
Ⅲ　中期目標の期間及び教育研究上の基本組織	Ⅲ　中期計画の期間及び教育研究上の基本組織	
1　中期目標の期間	1　中期計画の期間	
2　教育研究上の基本組織	2　教育研究上の基本組織	
Ⅳ　基本目標の推進	Ⅳ　基本計画の推進	Ⅰ　基本計画の推進
1　教育の質の向上	1　教育の質の向上	1　教育の質の向上
2　研究の質の向上	2　研究の質の向上	2　研究の質の向上
3　地域社会への貢献	3　地域社会への貢献	3　地域社会への貢献
4　業務運営体制の改善及び効率化	4　業務運営体制の改善及び効率化	4　業務運営体制の改善及び効率化
5　財務内容の改善	5　財務内容の改善	5　財務内容の改善
6　自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供	6　自己点検・評価及ぶ当該状況に係る情報の提供	6　自己点検・評価及ぶ当該状況に係る情報の提供
7　その他業務運営	7　その他の業務運営	7　その他の業務運営
	Ⅴ　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	Ⅱ　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
	Ⅵ　短期借入金の限度額	Ⅲ　短期借入金の限度額
	Ⅶ　重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	Ⅳ　重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
	Ⅷ　剰余金の使途	Ⅴ　剰余金の使途
	Ⅸ　施設及び設備に関する計画	Ⅵ　施設及び設備に関する計画

	Ⅹ　積立金の使途 Ⅺ　その他法人の業務運営に関し必要な事項	Ⅶ　積立金の使途 Ⅷ　その他法人の業務運営に関し必要な事項
都留市は、全国から優秀な学生が集う都留文科大学を擁する「学園のまち」として歩んできた。 今後、これまでの歩みをさらに発展させ、少子化、グローバル化・情報化など様々な社会情勢の変化に際しても、柔軟かつ俊敏に対応し、大学の発展を堅持するとともに、市民又は全国の人々の期待や負託に応えていくよう、公立大学法人都留文科大学を設立し、この中期目標を定める。		
Ⅰ　基本方針 都留文科大学が、大学淘汰の時代の中にあっても存続し、発展し続けるためには、学生に選択してもらえる魅力溢れる大学であり続けることが絶対条件となる。 そのため、教員養成系大学として、これまでに培ってきたブランド力を礎に、新たな時代の要請やニーズに俊敏に対応できるよう、点検と評価を踏まえた不断の自己改革が可能となる運営体制や組織を構築し、さらなる魅力ある大学づくりに邁進することを期し、次のとおり数値目標並びに基本目標を定め、その推進を指示する。 1　数値目標 公立大学法人都留文科大学の中期目標に係る平成	Ⅰ　中期計画策定の基本的な視点 都留文科大学の「文科」とは「人文科学研究」を意味する言葉であり、多様な地域から集まった学生たちが、共に「人文科学研究＝人間探求の学問」を学び、卒業後は地域の教育や文化、福祉の向上のために貢献するというのが一貫した理念である。 社会のグローバル化・情報化の進展に伴い、知の拠点である大学に対しては、時代の変化に迅速に対応できる専門的な知識のみならず幅広い教養を備えた職業人、社会人の育成という役割が求められている。 このような人的資質、能力の育成に対する社会的要請に応えるため、全国から優秀な学生が集い、卒業後は社会に貢献する人材を全国に輩出してきたという独自な特性と、恵まれた自然環境、また、開学より温かな関係を築き上げ	

27年3月までに到達すべき数値目標は、次のとおりとする。

てきた地域の人々とのつながりを大学運営に有効に活かしつつ、学訓「菁莪育才」(せいがいくさい)※1 の精神のもと、中期目標を実現するための具体的計画として次のとおり中期計画を定める。

項　　目	現況値	目標値	摘　　要
就職率	80.1%	85.0%	就職者数（進学者を含む）÷卒業者数×100
教員就職者数	138 人	200 人	臨時的任用を含む
SAT 登録学生数	244 人	250 人	学生アシスタント・ティーチャー制度延べ登録学生数
教育相談年間受付件数	368 件	400 件	教育相談室での受付
入学試験志願者数	4,413 人	4,500 人	学部試験の推薦、一般入試の合計
オープンキャンパス延べ参加者数	965 人	1,200 人	夏季・秋季オープンキャンパス参加者の合計

2　基本目標

　数値目標を達成するため、基本目標は次のとおりとする。

(1)　教育界を中心に、地域社会はもとより、国家、国際社会に至るまでの様々な分野で活躍できる人材の育成

　これまで教員養成系の大学として築き上げてきた伝統の上に、地域の特色を活かしつつ実践的、総合的な教育・研究の実施により、教育界を中心に、地域社会

※1「菁莪育才」(せいがいくさい)

　初代学長諸橋轍次が、学訓として選んだ言葉。『詩経』(儒教の教典の一)に「菁菁者莪」と題する詩がある。その序文に、「菁菁者莪、楽育才也」(菁菁者莪は、才を育むを楽しむなり)とあるように、社会有為の人材を育成する楽しみを詠んだものと理解されている。「莪」は、和名「つのよもぎ」という植物、「菁菁」は青々と同じで、植物が勢い良いく生い茂る様子を形容した言葉であり、「菁莪育才」の4字に

はもとより、国家、国際社会に至るまでの様々な分野で活躍できる能力を身につけ、自らが指導者として、将来を担う人材の指導、育成に積極的に取組むことのできる社会人の育成を図る。また、優れた研究を発信することにより、我が国の高等教育及び学術研究の向上に貢献することを目指す。 (2) 「教育首都つる」の核としての地域貢献 高い教育力に裏付けられた活力ある地域「教育首都つる」の実現に向け、地域課題の把握や小中学校など教育現場のニーズを分析し、その期待に応えられるよう地域と連携、協働した教育研究活動を推進する。また、その成果を地域社会に還元し、地域に貢献する大学として更なる飛躍を目指す。 (3) 柔軟で機動力のある大学経営の推進 理事長と学長の役割を明確にし、経営と教学においてそれぞれのリーダーシップを発揮することが可能となる、機動力のある運営組織の構築を図る。また、柔軟な人事制度の整備、業務の見直しにより業務内容の改善を積極的に実施し、大学経営と教育研究活動の更なる活性化を目指す。 Ⅱ 中期目標達成に向けての取り組み 法人は中期目標の達成に向けた具体的な取り組みを示す中期計画・年度計画を自ら作成するとともに、そ	は、「つのよもぎが勢いよく成長するように学生が成長して欲しい」との願いがこめられている。 Ⅱ 中期計画達成に向けての目標の設定 中期計画のそれぞれの項目には、数値目標や達成年度を設定する。	

<table>
<tr>
<td>の実績を評価・検証し、不断の自己改善を行う。中期計画の策定にあたっては、この中期目標に定めのあるもの以外についても、数値目標や達成年度目標を定めるとともに、着実に実現しなければならない。

Ⅲ　中期目標の期間及び教育研究上の基本組織
1　中期目標の期間
平成 21 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの 6 年間とする。

2　教育研究上の基本組織
<table><tr><td>学　部</td><td>文学部</td></tr><tr><td>専攻科</td><td>文学専攻科</td></tr><tr><td>大学院</td><td>文学研究科</td></tr></table>
Ⅳ　基本目標の推進
1　教育の質の向上
(1)教育の成果に関する目標
多様な地域から集まった学生たちが、共に「人間探求の学問」を学び、地域の教育や文化、福祉の向上のために働くことを理念として、幅広い教養と専門的学術を修得し、高い見識と広い視野を持ち、豊かな人間性の中に自立性と積極性を併せ持った、有能な社会人及び教育者を育成する。
また、教育の成果や効果の検証を積極的に行うとともに、学生や社会の教育ニーズの把握に努め、教育の</td>
<td>Ⅲ　中期計画の期間及び教育研究上の基本組織
1　中期計画の期間
平成 21 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの 6 年間とする。

2　教育研究上の基本組織
<table><tr><td>学　部</td><td>文学部</td></tr><tr><td>専攻科</td><td>文学専攻科</td></tr><tr><td>大学院</td><td>文学研究科</td></tr></table>
Ⅳ　基本計画の推進
1　教育の質の向上
(1)　教育の成果に関する目標を達成するための措置

①　学部・学科、専攻科、研究科・専攻のアドミッション・ポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーを明確にし、ホームページなどで公表する。【1】
・アドミッション・ポリシー：21 年度検討、実施
・カリキュラム・ポリシー：21 年度検討、22 年度実施
・ディプロマ・ポリシー：21 年度検討、22 年度実施
②　教員としての高い資質を持った卒業生を輩出するため</td>
<td>Ⅰ　基本計画の推進
1　教育の質の向上
(1)　教育の成果に関する目標を達成するための具体的措置
①▲　学部・学科、専攻科、研究科・専攻のアドミッション・ポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーを必要に応じ見直す。
▲　平成 25 年度から新カリキュラムに改定する。

②▲　実践的指導力につながる体系的・総合的な教員養</td>
</tr>
</table>

質の向上に資する。 （学士課程）	、実践的指導力につながる体系的・総合的な教員養成プログラムの開発を進める。 (21年度調査・検討、平成22年度実施)【2】 ③ 教員就職者数（臨時的任用を含む。）の増加を図り、平成 26 年度末までに当該年度 200 名以上を目指す。（21～26 年度）【3】 ④ 全ての学科において教員資格が取得可能となるよう取組む。（21～22 年度検討、23 年度実施）【4】 ⑤ 教育の成果や効果の検証を行うとともに、その方法について継続的に検討する。（21～26 年度）【5】 ⑥ ステークホルダー（利害関係者。ここでは、学生、保護者、就職先企業・学校等を指す。）調査を計画的に実施し、その分析結果を大学教育に生かす。（21～26 年度）【6】 （学士課程）	成プログラムの開発を引き続き大学創造支援費の重点研究領域に指定する。 ▲ 教職履修指導体制を確立し、現状紙ベースで運用している履修カルテについて、改めてシステム化を検討する。 ▲ 初等教育学科における中学校1種（理科）免許課程認定申請に向け、文部科学省と調整しながら準備を進める。 ▲ 教員養成プロジェクトチーム(B)において、引き続き、教員養成カリキュラム委員会と連携しながら、総合的な教員養成プログラムを検討する。 ③▲ 教員就職者平成 25 年度末 183 名以上を目指す。 ④ （実施済み） ⑤▲ カリキュラム改定プロジェクトチーム（C）において、GPA制度導入に向けた検討を行う。 ▲ 学生の授業評価アンケートについて、実施方法等検討し、実施率の向上を図る。 ⑥▲ 卒業生調査の分析結果を大学教育に活かす。 （学士課程）

ア　共通教育 学習への適応能力や意欲、また、健康な心身を養うとともに、情報処理能力の習得をはじめ、実社会や海外での経験などを通して、幅広く、奥行きの深い教養や人間性を育成する。	ア　共通教育に関する取組み ①　社会人としての基礎力・人間力の養成を図るため、教養教育の充実に努めるとともに、その教育効果を把握しカリキュラムを柔軟に見直す。(21～26年度)【7】 ②　初年次教育の充実を図る。(21～26年度)【8】 ③　学生の実践的・社会的コミュニケーション能力の育成を図る。(21～26年度)【9】 ④　生涯スポーツとしての基礎を培い、適切な身体運動の必要性を認識し必要な能力を養い学生生活を豊かにする。(21～26年度)【10】 ⑤　ICT(情報通信技術)の進歩に対応すると共に、大学で	ア　共通教育に関する取組み ①▲　共通教育 3 ポリシーに沿ったカリキュラム案を作成し、平成 25 年度からの新カリキュラムに組み入れる。 ▲　カリキュラム改定プロジェクトチームにおいて、GPA 制度導入に向けた検討を行う。(再掲) ▲　学生の授業評価アンケートについて、実施方法等検討し、実施率の向上を図る。(再掲) ②▲　TOEIC　IP テストを利用したクラス編成を行い、レベル別表示を行いそれに合わせた授業を行う。 ▲　TOEIC　IP テストの受験者の増加を図る。 ▲　カリキュラム改定時に「基礎セミナー」の全学科への導入に向けてカリキュラム改定プロジェクト(C)で検討する。 ▲　ガイダンス・学術情報リテラシー教育について、継続して英文学科「基礎セミナー」、社会学科「入門演習」、比較文化学科「比較文化基礎演習」の受講者に実施する。また初等教育学科及び国文学科の受講者については、教員の協力を得ながら「演習等の授業」の中で受講を促す。(再掲) ③▲　全学生向けのコミュニケーション能力を育成する科目の開講に向けカリキュラム改訂プロジェクト(C)で検討する。 ④▲　引き続き体育科目種目を 20 科目開設する。 ▲　学生委員会で課外活動のガイドラインを作成する。 ⑤▲　ガイダンス・学術情報リテラシー教育について、継

	の学習や研究に必要な基礎的教養として、実践的な指導を通し情報技術の習得を目指す。また、社会人として必要な情報処理能力の習得に努め、各種情報処理関係資格試験への受験を奨励する。(21～26年度)【11】 ⑥ 外国語教育を効果的・実践的なものとするため、外国語科目の開講形態および授業内容の改善に努める。(21～26年度)【12】 ⑦ TOEIC 650以上、又はTOEFL 520以上を目標とし、各学科の実情に応じて、その目標達成学生(PBT)の割合を高める。(21～26年度)【13】	続して英文学科「基礎セミナー」、社会学科「入門演習」、比較文化学科「比較文化基礎演習」の受講者に実施する。また初等教育学科及び国文学科の受講者については、教員の協力を得ながら「演習等の授業」の中で受講を促す。 ▲ パソコン講座を開催し、リテラシー教育の充実を図る。 ▲ 各種情報処理関係資格試験への受験を奨励する。 ⑥▲ 外国語センターのブログを活用し、TOEIC 受験情報やアルク活用法を載せ在宅学習利用者の増加を図る。 ▲ 自律学習支援のための評価方法について、引続き外国語教育研究センターで検討する。 ▲ 「海外語学研修」、「異文化交流」の単位取得者の増加を促す。 ▲ 中国語の検定試験を実施する。 ⑦▲ TOEIC IP テストの受験者の増加を図る。 ▲ 外国語教育研究センターにおいて、TOEIC IP テスト 受験説明会を実施する。 ▲ 引き続き、TOEIC 対策集中講座を実施する。 ▲ 個別学習相談時間を延長する。 ▲ TOEIC 公開テストを学内で年 3 回以上実施する。
イ 専門教育 各学科においては、具体的な人材育成の目標像を明示し、その実現に向けた教育内容等の提供を行う。	イ 専門教育に関する取組み ① 各学科においては、具体的な人材育成の目標像を明示する。(21 年度)【14】	イ 専門教育に関する取組み ①▲ カリキュラム改定プロジェクトチーム(C)において、人材育成目標到達型カリキュラム策定に向けて、ディ

また、専門基礎教育及び専門教育の充実に努め、学際的な視点及び実社会の中での課題探求能力を身につけた人材を育成する。		プロマポリシーの見直し案を確定する。 ▲ 教職関係では、教員養成カリキュラム委員会において本学が養成すべき教員像を明らかにし、教職課程カリキュラムの改定を検討する。
	② その実現に向けカリキュラム、教育内容、方法等の改善を行う。(21～26 年度)【15】	②▲ カリキュラム改定プロジェクトチーム(C)において、ディプロマポリシー、アドミッションポリシーと整合性のあるカリキュラムの策定を行う。 ▲ 教職関係では、教員養成カリキュラム委員会において、教職課程カリキュラムの改定を検討する。
	③ カリキュラム、教育内容、方法等の改善については、学際的な視点及び実社会の中での課題探求能力を身につけられるよう工夫をする。(21～26年度)【16】	③▲ カリキュラム改定プロジェクトチーム(C)において、ディプロマポリシー、アドミッションポリシーと整合性のあるカリキュラムの策定を行う。(再掲) ▲ 教職関係では、教員養成カリキュラム委員会において、教職課程カリキュラムの改定を検討する。(再掲)
(専攻科) 学士課程教育の基礎の上に、専門性を高め、学校現場における様々な課題に対応できる高度な実践的指導力を有する小学校教員を養成する。	(専攻科) ① 学校教育学を中心に教育現場の課題を授業で取り上げ、その研究を指導する。(21～26年度)【17】 ② 教員を志望するものがほとんどであるところから、教員志望者の全員採用を目指した指導体制を充実させる。(21～26年度)【18】 ③ 卒業生に授業内容に関するアンケート調査を行い授業改善に役立てる。(21～26年度)【19】	(専攻科) ①▲ 引き続き現職教員を特別講師に招き、教育現場の課題を授業で取り上げる。 ②▲教員志望者の教員就職率 100%を目指す。 ③▲ 授業内容アンケートを分析し、結果を授業評価にフィードバックする。
(修士課程) 高度化・複雑化している現代社会に柔軟に対応しう	(修士課程) ① 最新かつ海外の研究成果などを取り入れつつ、留学	(修士課程) ①▲ 大学院生のニーズを把握し、多様な教育研究形態

る幅広い視野と先見性を持った社会人や研究者を養成する。また、教職を目指す者や現職教員に対しては、教員養成を基軸に据えた大学として、社会の変化に主体的に対応できるよう自らの研究成果を具体的な教育実践に生かせる能力を育成する。 (2)教育内容等に関する目標 (入学者選抜) 大学の理念・目標を踏まえ、多様化する様々なタイプの人材が各自の個性や能力を最大限に活かしていくことが必要である。まず、アドミッション・ポリシーを明確にし、目的意識や学習意欲の高い入学者を募集・確保するとともに、優れた資質を持つ社会人を始めとする多様な経歴の入学者受入れのため、多様な入学者選抜方法の充実を図る。 また、大学の教育内容や入試情報を受験生や高等学校などに的確に伝えられるように、高校訪問や広報活動を積極的に展開する。	や研究生制度の充実により、多様な教育研究形態を提供し、実践的な能力を高める。(21～26年度)【20】 ② 現代社会の課題に対応できるよう、理論と実践を結びつける能力を養う。(21～26年度)【21】 (2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置 (入学者選抜) ① アドミッション・ポリシー、教育方針と実践及び成果に関して情報を発する大学案内やホームページ等の各種媒体を常に見直し、充実を図り、入試志願者数4,500名以上を確保する。(21～26年度)【22】 ② オープンキャンパス参加高校生の増加(平成26年度末で夏季1000名以上・秋季200名以上)を図る。(21～26年度)【23】 ③ 目的に応じた全国の高校訪問年間累計400校、さらに出前講座、学生メッセンジャーなど幅広い取り組みを通じ、都留文科大学の魅力を県内外の受験生に伝える。(21～26年度)【24】	を提供する。 ②▲ 「教育実践学実習Ⅰ～Ⅳ」を開講し、(臨床)教育現場での実習により、理論と実践を結び付ける能力を養う。 (2) 教育内容等に関する目標を達成するための具体的措置 (入学者選抜) ①▲ 平成 25 年度入試志願者数 4,485 名以上を目指す。 ②▲ 夏季 7/21(土)、秋季 10/15(月)～10/26(金)[水・土・日曜日除く]を予定しており、参加者(高校生等)に本学の特色をより理解してもらえるよう内容の充実を検討。夏季 932 名以上、秋季 189 名以上の参加を目指す。 ③▲ 高校訪問Ⅰ期 5 月～7 月(夏休み前)、Ⅱ期 8 月～10 月(推薦入試直前)、Ⅲ期 12 月～2 月(ﾌｫﾛｰｱｯﾌﾟ翌年度対応)分け、累計 400 校以上実施する。重点地域への訪問を強化する。 ▲ オープンキャンパスにおけるキャンパスツアーガイドを学生メッセンジャーに位置付け、高校生等に本学の魅力を説明する。 ▲ 学生メッセンジャーの拡大を図る。

	④ 訪問した高校の実態に関するデータベースを形成し、高校訪問の効率化を図る。 （21～22年度作成、23年度～運用）【25】 ⑤ 社会人等の入学者受入れのため、多様な選抜方法のあり方を検討し、改善を図る。（21～26年度）【26】 ⑥ 本学への入学志望の外国人留学生への広報活動を強化し、選抜方法の多様化を図る。（21～26年度）【27】 ⑦ 社会情勢や受験者の意識等を分析した上で、入試毎に特色ある入学者を確保すべく入試方法や体制の更なる充実を図る。（21～26年度）【28】 ⑧ 推薦入学者を対象とした、入学前教育の充実を図る。（21～26年度）【29】	④▲ 引き続きデータの追加を行う。 ⑤▲ 社会人、現職教員の受け入れ、選抜の方法の見直しを行う。 ⑥▲ 引き続き、首都圏大学の合同説明会等各種説明会に参加する。 ▲ 外国人留学生向けに大学HPをさらに見やすく、解かり易いように工夫する。 ⑦▲ センター入試利用の推薦入試、2 学科のデータを分析した上で、他学科に拡大することについて検討する。 ▲ 大手受験予備校から情報収集を行う。大学案内・募集要項請求者（高校）等、業者からの資料収集を行う。 ▲ 大手受験予備校の情報提供事業へ教員、職員を参加させる。 ⑧▲ 入試・成績・進路を網羅したデータベースを活用する。 ▲ 推薦入学者を対象とした入学前教育について全学科で実施する。内容については各学科で検討する。 ▲ 入学前準備として英語 e ラーニングシステムの利用により、英語の基礎的学力を補う。
（学士課程） ア 教育課程	（学士課程） ア 教育課程に関する取組み	（学士課程） ア 教育課程に関する取組み

大学の理念と目標を達成するため、体系化された特色あるカリキュラムを策定する。また、実効性があり、専門性を涵養する教育課程を充実させるため、総合的な点検・評価を行う。その結果を教育課程の改善や改革に活用する。	① 各学科ともそのアイデンティティーを発揮し、それぞれの学科の特質を備えた学生の育成を目標としたカリキュラム・ポリシーを明確化し、カリキュラムの改善を図る。（21～26 年度）【30】 ② 1年次から4年次にわたる計画的なキャリア教育を実施する。（21～26 年度）【31】 ③ 諸資格教育の充実を図る。【32】 ④ カリキュラムは常に総合性と専門性のバランスがとれた体系的なものとなるよう点検・評価を実施する。（21～26 年度）【33】	①▲ カリキュラム改定プロジェクトチーム（C)において、ディプロマポリシー、アドミッションポリシーと整合性のあるカリキュラムの策定を行う。（再掲） ▲ 教職関係では、教員養成カリキュラム委員会において、教職課程カリキュラムの改定を検討する。(再掲） ②▲ 高校教員志望者向けキャリア教育を実施する。 ▲ 教員、公務員、企業就職対策講座を開設する。 ③▲ 図書館司書、学芸員新課程の実施に伴い履修指導を強化し、充実を図る。 ④▲ カリキュラム改定プロジェクトチーム（C)において、ディプロマポリシー、アドミッションポリシーと整合性のあるカリキュラムの策定を行う。（再掲） ▲ 教職関係では、教員養成カリキュラム委員会において、教職課程カリキュラムの改定を検討する。(再掲）
イ 教育方法 学習・研究課題を自ら設定し、学習・研究の方法論を身につけられるようなカリキュラムを編成する。また、きめ細やかで実効性のある教育方法を工夫する。さらに実社会で活躍する人材を育成するため、地域社会との連携を促進するなど、実践的な教育方法を確立する。	イ 教育方法に関する取組み ① 少人数授業や基礎演習・実験・実習・演習授業を重視すると共に、フィールドワークなどの体験型授業や、参加型授業を拡大する。また、ICTの活用等を積極的に導入する。（21～26年度）【34】 ② シラバスについては、授業内容、授業の進め方、獲得目標、成績評価の方法などを記載し、効果的なものとする。（21年度検討、22年度実施）【35】 ③ 地域社会との連携を有効活用できる教育方法の開発に積極的に取組む。（21～26年度）【36】	イ 教育方法に関する取組み ①▲ 引き続き各学科で実施する。 ▲ 設置計画を考慮し、教務担当、情報センター、財務担当が連携して整備を進める。 ②▲ H25年度シラバス記入に際し、事前事後学習、オフィスアワーの記載を依頼する。GPA 導入についてはカリキュラム改定プロジェクトチームで検討する。 ③▲ボランティア活動の単位認定について、カリキュラム改定の際に検討する。 ▲ SAT延べ参加学生数 248 名以上を目指す。

	④ ポートフォリオ(成長記録集)の導入について検討し、実施する。(21年度調査・検討、22年度実施)【37】	▲ 引き続き各学科で地域型フィールドワークを実施する。(再掲) ④▲ 教職履修指導体制を確立し、その上で紙ベースで運用している履修カルテについて、改めてシステム化を検討する。(再掲)
(専攻科) ア 教育課程 教育現場の実情を常に把握し、学校教育とその実践をめぐる問題をより広い視野から研究できるようカリキュラムを充実する。 イ 教育方法 学校教育学を中心とした教育実践の研究を基軸に据え、専攻科生の学習意欲を高める教育方法を確立する。	(専攻科) ア 教育課程に関する取組み ① 小中学校など学校現場での交流や見学等を通じ、広い視野から教育の実践的な課題に対応できるようカリキュラムの充実に努める。(21～26年度)【38】 イ 教育方法に関する取組み ① 現職教員等を講師に迎え、教育現場の課題を積極的に授業で取り上げる。(21～26年度)【39】	(専攻科) ア 教育課程に関する取組み ①▲ 小中学校など学校現場での交流や見学等を実施する。 イ 教育方法に関する取組み ①▲ 現職教員等を講師に迎え、教育現場の課題を積極的に授業で取り上げる。(再掲)
(修士課程) ア 教育課程 大学院生の自主性と各専攻の独自性を尊重しつつ、幅広い視野と専門性を習得させるため、教育課程のあり方を検討し、充実する。	(修士課程) ア 教育課程に関する取組み ① 大学院生の進路希望等に応じ、履修科目群の設定や履修方法について各専攻の独自性を持たせながら、常にカリキュラムを改善する。(21～26年度)【40】 ② 現職教員に対するカリキュラムについては、主に実践的課題に対応できうる科目を設置し、その修学状況を考慮し、できる限り効果的な指導体制をとる。 (21～26 年度)【41】	(修士課程) ア 教育課程に関する取組み ①▲ 大学院生の進路希望等に応じ、履修科目群の設定や履修方法について各専攻の独自性を持たせながら、常にカリキュラムを改善する。 ②▲ 現職教員に対するカリキュラムについては、主に実践的課題に対応できうる科目を設置し、その修学状況を考慮し、できる限り効果的な指導体制をとる。

	③ 論文指導を計画的に行う体制を整える。(21 年度)【42】 ④ 他大学との連携を推進する。(21～26 年度)【43】	③ (実施済) ④▲ 大学院の社会学地域社会専攻による「単位互換」に引き続き取り組む。 ▲ 教員養成や特別支援教育など「特定研究課題」や「大学院の共同設置」など他大学との連携の可能性を探る。
イ 教育方法 高度専門教育として教育すべき事項や、学生の修学目的に応じた適切な内容や方法を常に検討し、整備する。	イ 教育方法に関する取組み ① TA(Teaching Assistant:授業補助者)制度の一層の推進を図り、学部学生との交流を深める中で自らの知識の確認や社会性及び指導力の養成を行う。(21～26年度)【44】 ② RA(Research Assistant)制度の導入を検討し、実施する。(21～22年度検討、23年度実施)【45】 ③ 修了生からの意見等を通じ、教職現場での必要な教育内容等を調査し、常に教育内容や教育方法を改善していく。(21～26年度)【46】 ④ 留学制度や通信制など実現可能な新たな教育方法を検討する。(21～26年度)【47】 ⑤ e－ラーニングなど多様な授業形態の検討を行い、実施する。(21～22年度検討、23年度実施)【48】	イ 教育方法に関する取組み ①▲ TA を 15 名以上確保する。 ②▲ RAを重点研究領域の補助員として活用する。 ③▲ 修了生アンケートを実施する。 ④▲ 大学院生のニーズを把握し、多様な教育研究形態を提供する。 ⑤ (実施済)
(3)教育の実施体制等に関する目標	(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置	(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための具体的措置
ア 教職員の配置 大学の理念・目標を実現するため、中長期的展望に	ア 教職員の配置に関する取組み ① 大学の理念・目標を実現するため、学長のリーダーシッ	ア 教職員の配置に関する取組み ① (実施済)

立った教職員の採用計画を作成し、優秀な人材の確保を行う。また、教職員の資質の向上を図るため計画的に研修を行う。	プのもと、中長期的な展望に立った適切な教員やTAの配置を検討し、機能的な教育研究組織を構築する。(21～26年度)【49】 ② 民間企業、行政機関及び各種団体などから積極的に講師の派遣を求めるとともに、多様な任用制度を導入する。(21～26年度)【50】 ③ 学生の支援体制については、様々な状況に応じ、きめ細やかな対応ができるよう、専門職員等の配置を充実する。(21～26年度)【51】 ④ FD(ファカルティ・ディベロップメント)を通じ教員研修の充実を図ると共に、授業内容、形態、方法の改善を図る。(21～26年度)【52】	②▲ 引き続き外部講師受入れを促進する。 ▲ 引き続き非常勤教員について多用な任用を推進する。 ③▲ 教務学生相談員の増員を図る。 ④▲ 「授業の工夫」アンケートの調査方法を見直し、新しい形で実施し、分析を行う。 ▲ アンケート結果をその授業内容、形態、方法の改善に活用し、FD研修を実施する。 ▲ 学生の授業評価アンケートを改善したうえで実施し、専任教員の実施率 100%を目指す。 ▲ 学生の授業評価アンケートの結果を公表する。 ▲ 学生の授業評価アンケート調査を実施し、検証する。結果を FD 研修に活用する。
イ 教育環境の整備 教育研究機能を高め、学生の学習意欲及び教育効果を向上させるため、中長期的展望に立った整備計画に基づき、教育環境の整備を行う。また、地域全体を教育現場と考え、市民や行政との連携を図る中で、学生と地域の人々とが共に学ぶ場や、国際社会で活躍できる人材を育成するための環境を整備する。	イ 教育環境の整備に関する取組み ① 施設整備計画に基づき教育研究環境の更なる整備を図る。(21～26年度)【53】 ② 附属図書館・情報センターにおいては、ソフト面の充実を図り、学生の自学自習を支援する。(21～26年度)【54】	イ 教育環境の整備に関する取組み ①▲ 施設整備の基本構想を検討するためプロジェクトチームを立ち上げる。 ②▲ 継続して図書資料データと雑誌データの図書館システムへの遡及入力を行い、年間 3,000 冊のデータ化を実施し公開する。 ▲ 重点整備計画図書のテーマに応じた資料の収集を

		図る中で、特に小学校・中学校・高等学校の教科書、指導書、それに付随する資料及び国語科教科書に紹介されている絵本・児童書類の資料の充実を図る。 ▲ 小学校における英語教育に配慮した英語絵本・児童書の充実を図る。 ▲ 授業支援システム（Webclass、STEP）の利用を促進する。
	③ 本学で生産された様々な教育研究成果物を収集・保管・発信するインターネット上の公開書庫（機関リポジトリ）構築について検討し、実施する。 （21年度検討、22年度実施）【55】	③▲ 継続して重点図書整備計画にて購入した古典籍などの貴重書のデジタル化及び公開を促進する。 ▲ 継続して学内研究成果物の「都留文科大学学術機関リポジトリ＝TRAIL」への登録を推進する。
	④ 県民コミュニティカレッジ、市民公開講座などを通じて、学生と地域の人々が共に学ぶ場を提供する。 （21～26年度）【56】	④▲ 県民コミュニティカレッジ講座については、県と協議し実施する。 ▲ 市教育委員会が実施する「子ども教室」と連携し、「各種講座（公開講座）」を実施する。
	⑤ 共通外国語科目の運営及びその内容の充実を目的とする外国語教育研究センターの充実を図り、外国語教育の理念・方法に関する各種研究会を継続的に開催する。（21～26年度）【57】	⑤▲ MLL 機器を更新し、継続的に同機器を活用した効果的な教育方法の研修会を実施していく。 ▲ 外国語教育研究センター紀要第7号を編集し発行する。 ▲ 中国語の検定試験を実施する。（再掲）
	⑥ 現行のアメリカ・カナダ・中国の大学との交換留学・認定留学、海外語学研修プログラムなどを見直し、更なる充実を図る。（21～26年度）【58】	⑥▲ カリフォルニア大学からの留学生 10 名以上の受け入れに努める。 ▲ セントノーバート大学からの留学生 4 名以上の受け入れに努める。 ▲ ラトガーズ大学からの留学生 2 名以上の受け入れ

		に努める。 ▲ リジャイナ大学からの留学生３名以上の受け入れに努める。 ▲ 湖南師範大学からの留学生６名以上の受け入れに努める。 ▲ ハワイ大学への短期語学研修を引き続き実施する。
	⑦ フィールドワークを含めた各種教育活動に関わる危機管理体制の整備・充実を図る。(21～26年度)【59】	⑦▲ フィールドワーク中の事故に備え、総合保険制度へ加入する。 ▲ 国際交流・留学委員会において、渡航制限ガイドライン等の見直しを図る。
ウ 教育の質の改善 有効なFD(ファカルティ・ディベロップメント)への取り組みにより、教員の組織的な研修を行い、教育の質を向上させる。また、学生が主体的に教育研究に取り組めるよう授業科目の到達目標と成績評価基準を明示するとともに、ディプロマ・ポリシーを明確にし、学生の学習意欲を高める成績評価システムを構築する。 さらに、教育研究の進展、社会の変化に適切に対応するため、学校現場が抱える今日的課題などについて、組織的に研究を進め、その成果を教育の質の向上に役立てる。	ウ 教育の質の改善に関する取組み ① FD(ファカルティ・ディベロップメント)を通じ教員研修の充実を図ると共に、授業内容、形態、方法の改善を図る。(21～26年度)【60】 ② 学生の勉学意欲の向上に資するため、授業科目の達成目標や成績評価基準を明示する。(21年度)【61】 ③ 学部・学科、専攻科、研究科・専攻のディプロマ・ポリシーを明確にし、公表する。(21～22 年度)【62】 ④ 学生の学習意欲を高める成績評価システムを構築する。(21～26年度)【63】	ウ 教育の質の改善に関する取組み ①▲ 「授業の工夫」アンケート調査の実施、分析を行う。(再掲) ▲ アンケート結果をその授業内容、形態、方法の改善に活用し、FD研修を実施する。(再掲) ②▲ H25年度シラバス記入に際し、事前事後学習、オフィスアワーの記載を依頼する。GPA 導入についてはカリキュラム改定プロジェクトチームで検討する。(再掲) ③▲ 学部・学科、専攻科、研究科・専攻のディプロマポリシーを必要に応じ見直す。 ④▲ カリキュラム改定プロジェクトチームにおいて、GPA制度導入に向けた検討を行う。(再掲) ▲ 学生の授業評価アンケート調査を実施し、検証す

	⑤ 教育関係機関、教育関係者との連携により、学校現場で抱える課題を適切に捕らえ、研究し、その成果を教育に反映するためのシステム構築を図る。 (21～26年度)【64】 ⑥ 卒業生・雇用先の就職後の意識調査(教員であれば現状の問題等)等の実態調査を計画的に行い、その結果を分析し今後の大学運営に反映していく。 (21～26年度)【65】	る。また、そのデータを公表する。(再掲) ⑤▲ 引き続き市教育研修センターと本学の地域教育相談室が連携し、現職教員の相談事業を実施する。 ▲ 山梨県地域教育フォーラム南都留集会(H24 年 11 月 2 日予定)へ協力する。 ▲ SAT運営委員会を年 2 回以上開催する。 ▲ 教育実習連絡協議会を年 2 回開催する。 ⑥▲ 引き続き「卒業生の就職後の意識調査」を実施、分析する。
エ 教育研究システムの改善 自己点検・評価、外部評価や学生による授業評価の実施等、学内の教育研究活動を定期的に評価する仕組みを構築し、評価結果を教育の質の向上に結び付けられるシステムを整備する。	エ 教育研究システムの改善に関する取組み ① 開講科目の授業評価を実施し、自己点検・評価、及び外部評価等を活用した適切な評価システムを構築し、評価結果を有効に活用する。(21～26 年度)【66】 ② 自己点検・評価を隔年毎に、外部評価を 3 年に 1 回行う。(21～26 年度)【67】	エ 教育研究システムの改善に関する取組み ①▲ 学生の授業評価アンケート調査を実施し、検証する。結果を FD 研修に活用する。(再掲) ②▲ 大学基準協会による認証結果を受け、改善を図る。
(4)学生への支援に関する目標 ア 生活相談、学習相談等 学生が豊かな大学生活を送ることができるよう、必要な情報を提供し、カウンセリング等の生活相談や支援を適宜実施する。また、学習意欲を増進させ自主的な学習を促進するとともに、学習過程でのつまずきや障害を	(4) 学生への支援に関する目標を達成するための具体的措置 ア 生活相談、学習相談等に関する取組み ① 不登校学生への対応を幅広く検討し、カウンセリング職員など適切な人材確保に努めるとともに、学生生活における諸問題の解決に向け早期に対応できる体制を整える。(21年度)【68】	(4) 学生への支援に関する目標を達成するための具体的措置 ア 生活相談、学習相談等に関する取組み ①▲ 教務学生相談員の増員を図る。(再掲)

解決できるようにするため、学習相談や支援体制を整備する。	② 保健管理室のセンター化について検討し、実施する。(21～26年度)【69】 ③ 入学から卒業まで、全学生に対する教員による個別指導体制の構築を図る。(21年度)【70】 ④ オフィスアワーを設定し、学生の支援体制を整備する。(21年度)【71】 ⑤ 三者協議(学生、教員、職員)などで学生の意見収集を行い、学生生活に対する要望等を把握し、大学運営に活かす。(21～26年度)【72】	② (実施済) ③ (実施済) ④ (実施済) ⑤▲ 三者協議の場を年 2 回以上設定する。 ▲ 学生アンケートを実施し、大学運営に活用する。
イ 就職支援等 キャリア教育、インターンシップ、模擬試験等を充実する。また、同窓会や卒業生の協力を得ながら、就職相談体制を強化する。さらに、卒業生に対する各種支援体制を整備する。	イ 就職支援等に関する取組み ① 就職を希望する学生を支援するため、キャリアサポート室のセンター化を検討するとともに、学部・専攻科・研究科と密接に連携しながら、きめ細かな就職指導や就職ガイダンス、適性検査、模擬試験、求人情報の提供などを行い、就職率(就職者数(進学者を含む。)÷卒業者数×100)を平成26年度までに85%以上に高める。(21～26年度)【73】 ② 企業、行政機関などへのインターンシップの実施など幅広い取り組みを進める。(21～26年度)【74】 ③ 就職アドバイザーが一人ひとりの学生の相談に応じて進路決定を支援する。(21～26年度)【75】 ④ 就職支援のため本学の後援会や各同窓会支部との連携及び組織強化を図る。(21～26年度)【76】	イ 就職支援等に関する取組み ①▲ 平成 24 年度末の就職率 83.6%以上を目指す。 ②▲ インターンシップ運営委員会を中心に教員・企業・公務員ノインターンシップの指導を行い幅広い取り組みの推進を図っていく。 ③▲ 就職アドバイザーの充実を図る。 ▲ OB、OGを就職アドバイザーに起用する。 ④▲ 就職支援のための後援会補助を実施する。 ▲ 同窓会支部主催の教員採用試験 2 次対策講座の実施を補助する。

	⑤ 卒業生の就職後の意識調査(教員であれば現状の問題等)等を通して、教育の成果や効果を明らかにし、今後の取り組みに活用する。(21～26年度)【77】 ⑥ 社会に出てから様々な問題を抱える卒業生に対し、相談体制を整備する。(21年度)【78】 ⑦ 卒業後4年間の各卒業生の状況を把握し、適切なアフターケアをすると共に、そのデータベース化に努める。(21～26年度)【79】	⑤▲ 引き続き「卒業生の就職後の意識調査」を実施、分析する。 ⑥ (実施済) ⑦▲ 卒業生の就職情報をデータベース化する。
ウ 経済的支援 学生がより経済的に安定した環境下で勉学に専念できるよう、奨学援助及び福利厚生施設等の生活環境を充実する。	ウ 経済的支援に関する取組み ① 奨学資金の獲得に努め、経済的な支援体制を整備する。(21～26年度)【80】 ② 授業料、入学金について減免制度の改善を図る。(21年度見直し、22年度実施)【81】 ③ 大学院生の経済的自立を支援するため、TAの拡充、RAの創設について検討し、実施する。(21～22年度検討、23年度実施)【82】	ウ 経済的支援に関する取組み ①▲ 日本学生支援機構イクシスの奨学生一覧データを活用し、奨学生情報の正確化に努める。 ▲ 引き続き卒業生や市民、市出身者等からの寄附金による自前の奨学金制度を検討する。 ②▲ 授業料、入学金については必要に応じ免除制度を見直す。 ③▲ TA15 名以上を確保する。(再掲) ▲ RAを重点研究領域の補助員として活用する。(再掲)
エ 社会人・留学生等の支援 異なる生活環境・文化・条件による不安を解消するための支援を行う。	エ 社会人・留学生等の支援に関する取組み ① 社会人や外国人留学生に対し、良好な環境で学習できるよう、学内のみならず、生活するうえでの様々な障害を取り除くためのサポート体制を用意するとともに、学生のニーズを注意深く受け止めながらサービスの向上を図る。(21～26年度)【83】	エ 社会人・留学生等の支援に関する取組み ①▲ 社会人学生の学習状況について、引き続き学生課で把握し支援する。 ▲ 宿舎の斡旋・管理、備品貸与、歓迎会・送別会、スピーチ会を実施する。

オ　課外活動支援 人間性を高め、社会性を育む場となる課外活動の活性化を支援する。	オ 課外活動支援に関する取組み ① 学生の主体的活動を支援するためのシステムを構築する。(21～26年度)【84】 ② 全国大会等で活躍した学生に対する資金的援助を含めた支援体制を整備する。(21～26年度)【85】	オ 課外活動支援に関する取組み ①▲ 新入生向け説明会を実施するとともに、在学生については学内掲示とポータルサイトで情報提供すると共に、文化会、体育会の総会において説明し、後援会事業の効果的な活用を図る。 ▲ 学生委員会で課外活動のガイドラインを作成する。(再掲) ▲ 「学生チャレンジプロジェクト」を実施する。 ②▲ 大学後援会から全国大会等の優勝、準優勝に賞金を出す。 ▲ 学生表彰を継続する。
2 研究の質の向上 (1)研究水準及び研究の成果等に関する目標 学校教育の実践を中心に据えた研究及び諸学科研究分野において、科学的で創造性に富む優れた研究成果を生み出し、学術や文化の創造と教育の発展に貢献するため、研究活動を活性化する。 また、地域研究などの分野について重点研究領域の設定や、産学公連携を促進し、その成果を学生や社会、地域に還元する。	2 研究の質の向上 (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための具体的措置 ① 現代社会における人間・社会のあり方に関わる諸問題の解明と解決を目指して、各研究者が多様な学問分野において基礎的・実践的な研究を行う。(21～26年度)【86】 ② 各学科はその特性を生かし、先進的・創造的な研究成果を生み出すことを重視する。(21～26年度)【87】 ③ 学術論文や書籍等の刊行物による研究成果の公表を積極的に行う。(21～26年度)【88】 ④ 地域研究などの分野について重点研究領域を設定し、研究成果をふまえた社会的な提言や地域社会への助言	2 研究の質の向上 (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための具体的措置 ①▲ 引き続き、各研究者が多様な学問分野において基礎的・実践的な研究を行う。 ②▲ 引き続き各学科において先進的・創造的な研究成果を生み出す。 ③▲ 引き続き出版助成制度を活用する。 ▲ 継続して学内研究成果物の「都留文科大学学術機関リポジトリ＝TRAIL」への登録を推進する。(再掲) ④▲ 引き続き地域研究などの分野に重点研究領域を設定する。

	等を奨励する。(21～26年度)【89】 ⑤ 研究成果を学生や社会、地域へフィードバックするために、各専門分野における実践現場との連携を強化する。(21～26年度)【90】 ⑥ 研究集会、シンポジウム等の開催、参加により研究交流の質的・量的な拡大を目指す。(21～26年度)【91】	⑤▲ 各専門分野における実践現場との連携を強化する。 ⑥▲ 研究集会、シンポジウム等の開催を拡大し、研究交流の活性化を図る。
(2)研究実施体制等の整備に関する目標 研究組織の弾力化と研究者の学外連携・交流を促進し、研究者の専門性が発揮できるよう学外研修制度の拡充を含め、研究実施体制の充実を図る。また、研究成果や業績等を学内外に公表するとともに、研究活動の活性化と質の向上を目的とした研究費配分システムを構築する。	(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置 ① 学科における教員構成を適宜見直し、適正な配置になるよう改善を図る。(21～26年度)【92】 ② 大学院生のRA制度を検討し、実施する。(21～22年度検討、23年度実施)【93】 ③ 現行の学外研修制度の見直しを行い、その拡充を図る。(21～22年度検討、23年度実施)【94】 ④ 教員の博士学位の取得を奨励する。(21～26年度)【95】 ⑤ 外部資金を活用した学内外での研究活動を奨励する。(21～26年度)【96】 ⑥ 科学研究費の申請率を高める。(平成26年度常勤教員80%以上)【97】 ⑦ 研究成果などを電子化し、ホームページを通じて積極的に公表する。(21～26年度)【98】 ⑧ 本学で生産された様々な教育研究成果物を収集・保管・発信するインターネット上の公開書庫(機関リポジトリ)構築について検討し、実施する。	(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置 ①▲ 平成 26 年度の教員配置計画を検討する。 ②▲ RAを重点研究領域の補助員として活用する。(再掲) ③▲ 必要に応じ、学外研修制度を見直す。 ④▲ 引き続き教員の博士号取得を奨励する。 ⑤▲ 引き続き外部資金を活用した学内外での研究活動を奨励する。 ⑥▲ 科学研究費の申請率を高める方策を検討する。 ⑦ (実施済) ⑧▲ 継続して学内研究成果物の「都留文科大学学術機関リポジトリ＝TRAIL」への登録を推進する。(再掲)

	(21年度検討、22年度実施)【99】 ⑨ 研究活動の活性化と質の向上を目的とした研究費配分システムを構築する。(21～26年度)【100】	⑨▲ 引き続き研究費配分システムの運用、見直しを行う。
3 地域社会への貢献 (1)「教育首都つる」の推進に関する目標 学校教育や生涯学習はもとより、大学の知的資源を活用したまちづくりを市と協働して進める。 また、教員養成系の大学としての知的資源を活用し学校教育現場における現代的課題に対し、現場との連携のもと時代にふさわしい教育の構築に努める。	3 地域社会への貢献 (1)「教育首都つる」の推進に関する目標を達成するための具体的措置 ① 地域交流研究センターの体制を整備し、地域問題に深く携わり研究成果を都留市をはじめ広く社会に還元する。(21～26年度)【101】	3 地域社会への貢献 (1)「教育首都つる」の推進に関する目標を達成するための具体的措置 ①▲ プロジェクトDの地域交流研究センター改組委員会で検討する。
(2)教育機関との連携に関する目標 ア 学生アシスタント・ティーチャープログラム等 教育機関との連携を強化し、SAT(学生アシスタント・ティーチャープログラム)など、教員志望学生に対する実践教育の充実を図るとともに、地域の特色ある教育の推進に寄与する。	(2) 教育機関との連携に関する目標を達成するための具体的措置 ア SAT(学生アシスタント・ティーチャー・プログラム)等に関する取組み ① 市内小中学校との連携・協力によりSAT事業の充実に努め、平成26年度までに当該年度延べ250名以上の学生派遣を促進する。(21～26年度)【102】 ② 現職教員への公開講座等、教育力と資質を高めるための研修機会の積極的な提供と、実施内容の拡充を図る。(21～26年度)【103】 ③ 市教育委員会、教育研修センターと連携し教員養成系大学としての知的資源を活用し、教育現場が抱える現代的課題に対応する教育相談の充実を図り、平成26年度	(2) 教育機関との連携に関する目標を達成するための具体的措置 ア SAT(学生アシスタント・ティーチャー・プログラム)等に関する取組み ①▲ SAT運営協議会を年2回以上開催する。(再掲) ▲ SAT延べ参加学生数 248 名以上を目指す。(再掲) ②▲ 現職教員公開講座を開催し、教育力向上につながる研修機会を広く提供する。 ▲ 山梨県地域研究フォーラム南都留集会(H25 年 11 月 2 日予定)へ協力する。(再掲) ③▲ 平成24年度地域教育相談延べ件数390件以上の対応を目指す。 ▲ SAT－Cタイプの充実を図る。

	末までに当該年度延べ400件以上の相談に対応する。(21～26年度)【104】 ④ 学校インターンシップやボランティアを通じて授業などの学校現場活動への学生の参加を促進する。(21～26年度)【105】 ⑤ 地域イントラネットを活用した小学校、中学校、高校との遠隔授業の充実に努める。(21～26年度)【106】 ⑥ 出前講座を活性化し、地域の小学校、中学校、高校へ大学の知的財産を還元する。(21～26年度)【107】 ⑦ 学校教育現場の意見を反映させるため、定期的に小学校中学校、高校の現場教員等と意見交換ができる体制を整備する。(21～26年度)【108】	④▲ 学校インターンシップ10名以上を派遣する。 ▲ 学校ボランティアの派遣を促進する。 ⑤▲ 市内小中学校向け遠隔授業を定期的に実施する。 ⑥▲出前講座を 10 回以上実施する。 ⑦▲ 小中学校、高校の現場教員等との意見交換の場を設定する。
イ 教員免許更新制 教員養成系の大学としての社会的使命を果たすため、大学としての特色を打ち出し、受講生の一層の能力の向上を目指し、講習内容等受け入れ体制を充実する。	イ 教員免許更新制に関する取組み ① 教員免許更新制の実施体制を整備すると共に、常に実施体制の見直しを図りつつ受講者のニーズに応じたきめ細かい受講体制の整備に努める。(21～26年度)【109】 ② 教育相談体制を整備し、教員免許更新講習の受講者確保に結びつける。(21～26年度)【110】	イ 教員免許更新制に関する取組み ①▲ 教員免許更新制実施体制を必要に応じ随時見直す。 ▲ 受講者へのアンケート調査を引き続き実施する。 ②▲ 教員免許更新講習の科目設定に当たり、教育相談の内容を反映させる。
(3) 地域社会との連携に関する目標 ア 公開講座等の開催 大学が保有する知識・情報・教育資源を積極的に市民に還元するため、大学の知的資源を活用し、多様な	(3) 地域社会との連携に関する目標を達成するための具体的措置 ア 公開講座等の開催に関する取組み ① 市民の多様な学びの場として多目的な機能を有する大学・地域連携拠点の整備を図る。(21～26年度)【111】	(3) 地域社会との連携に関する目標を達成するための具体的措置 ア 公開講座等の開催に関する取組 ①▲ テレワークセンターに設置の大学・地域連携拠点の機能強化充実を図り、更なる充実を図る。

公開講座を開催するとともに、社会人が体系的に学習できる機会を拡充する。	② 市民を対象とした生涯学習機会の提供、充実を積極的に図るとともに、市民ニーズを調査し、公開講座等の活性化を図る。(21～26年度)【112】 ③ 市民を含む地域利用者の知的要求に応えられるよう、教育研究に支障のない範囲で施設、所蔵図書資料、情報機器等の設備、調査・相談サービスを広く開放する。(21～26年度)【113】 ④ 市民、学生、教員、職員の交流を推進する。(21～26年度)【114】 ⑤ 科目履修や、聴講の際の申請手続きを簡略化し、積極的に一般受講者を受け入れる。(21～26年度)【115】	②▲ 県民コミュニティカレッジ講座については、県と協議し実施する。(再掲) ▲ 市教育委員会が実施する「子ども教室」と連携し、「各種講座(公開講座)」を実施する。(再掲) ③▲ 施設市民開放件数延べ 20 件以上を目指す。 ▲ 継続して図書館における学外利用者(主には市民)の貸出延べ件数 350 冊以上を目標とする。 ▲ 本学桂川祭(学祭)期間中に、学外者(市民を含め)への館内ツアー・利用案内(ガイダンス)および絵本・児童書を使用した読み聞かせ会を開催する。 ▲ TOEIC市民受験者数延べ 150 名以上を目指す。 ④▲ 引き続き大学祭(桂川祭)の開催を支援する。 ▲ 引き続きつる子どもまつりの開催を支援する。 ▲ いこいの広場(障害者との交流)4 月から月 1 回開催する。 ▲ 引き続き文大名画座を開催する。 ▲ 引き続き、都留アスリートクラブの活動について支援を行う。 ⑤▲ 市民科目等履修生の受入れを促進する。 ▲ 市民聴講生の受入れを促進する。
イ まちづくり事業等 市民や企業等が行うまちづくり事業や、男女共同参画社会の形成など市が政策として取組む事業に積極的にかかわり、市や市民、企業等と連携して大学が担うべき使命を果たす。	イ まちづくり事業等に関する取組み ① 行政や市民と教職員との対話の場を設けるなど、市の実状の把握やまちづくり事業等に関する情報の収集に努め積極的に参加する。(21～26年度)【116】 ② 学生が自主的な活動として行う地域交流、地域貢献に	イ まちづくり事業等に関する取組み ①▲ 引き続き教員の市行政委員会への参画を促進する。 ②▲ 引き続き学生の自主的な地域交流、地域貢献活動

	関する支援体制の充実を図る。(21～26年度)【117】	に対する後援会の助成を促進する。 ▲ 引き続き「学生チャレンジプロジェクト」を実施する。(再掲)
(4)国際交流の推進に関する目標 海外の大学や研究機関との人的交流を推進し、国際交流を教育研究に生かす取り組みを実践することにより、学生にグローバルな視点から物事を考え行動することができる能力を育成する。 また、地域との連携を図りつつ市民の異文化交流の推進をはじめとした地域の国際化の推進に寄与する。	(4) 国際交流の推進に関する目標を達成するための具体的措置 ① 海外の大学と人的交流を推進する。(21～26年度)【118】 ② 既存の国際交流・語学研修室の活動の充実を図る。(21～26年度)【119】 ③ 私費外国人留学生の受け入れ体制の改善を図る。(21～26年度)【120】 ④ 小中学生の国際理解教育やホストファミリーの公募などを通じて市民の異文化交流の機会を積極的に設ける。	(4) 国際交流の推進に関する目標を達成するための具体的措置 ①▲ カリフォルニア大学からの留学生 10 名以上の受け入れに努める。(再掲) ▲ セントノーバート大学からの留学生 4 名以上の受け入れに努める。(再掲) ▲ ラトガーズ大学からの留学生 2 名以上の受け入れに努める。(再掲) ▲ リジャイナ大学からの留学生3名以上の受け入れに努める。(再掲) ▲ 湖南師範大学からの留学生6名以上の受け入れに努める。(再掲) ▲ 引き続き海外語学研修を 3 校以上で実施する。 ▲ 指定校留学制度(受け入れのみ)で 2 名以上を受け入れる。 ②▲ 国際交流室スタッフとして有期雇用職員1名の増員を図る。 ▲ 新たな大学と協定に向けて検討、準備をする。 ③▲ 学生チューターにより私費外国人留学生の学校生活のサポート体制を図る。 ④▲ 引き続きホストファミリーを市内外から公募する。 ▲ 留学生と市内小中学生との交流機会の拡大を検討

	(21～26年度)【121】	する。 ▲ ふれあい俳句大会へ出品する。 ▲ ふるさと時代祭、信玄公祭への留学生参加を図る。
4 業務運営体制の改善及び効率化 (1)運営体制の改善に関する目標 ア 運営体制の構築 理事長と学長のリーダーシップの下で、経営と教学との適切な役割分担を行い、機能的で効率性の高い運営体制を構築する。また、教学運営が円滑に行えるよう、教育研究審議会と教授会の役割分担を明確にするとともに、各種委員会等の見直しを行う。さらに、学長を補佐する体制を整備し、学長を中心とした教学の運営体制を強化する。	4 業務運営体制の改善及び効率化 (1) 運営体制の改善を達成するための具体的措置 ア 運営体制の構築に関する取組み ① 理事長と学長のリーダーシップが発揮されるよう、機能的な組織を構築する。(21 年度)【122】 ② 理事長及び学長の権限等を明確にするための、規程等の整備を図る。(21 年度)【123】 ③ 教育研究審議会と教授会の役割分担を明確にするため、規程の整備を行う。(21 年度)【124】 ④ 各種委員会を随時見直す。(21～26 年度)【125】 ⑤ 学長を補佐する体制を整備する。(21 年度)【126】	4 業務運営体制の改善及び効率化 (1) 運営体制の改善を達成するための具体的措置 ア 運営体制の構築に関する取組み ① (実施済) ② (実施済) ③▲ 教育研究審議会規程、教授会規程を必要に応じ見直す。 ④▲ 各種委員会を随時見直す。 ⑤ (実施済)
イ 運営組織の整備 機動的・戦略的な運営組織の整備を図るとともに、部局等の意見が大学運営に反映される体制を整備する。	イ 運営組織の整備に関する取組み ① 機動的・戦略的な運営組織を構築する。(21 年度)【127】 ② 部局の意見が大学運営に反映される体制を整備する。(21 年度)【128】	イ 運営組織の整備に関する取組み ① (実施済) ② (実施済)
ウ 学内外意見の反映 経営感覚に優れた学外人材の役員や審議会委員への登用や、社会のニーズを反映するため各界からの参画を促進し、大学経営の機能強化とともに開かれた大	ウ 学内外意見の反映に関する取組み ① 役員に、学外の人材を登用する。(21 年度)【129】 ② 経営審議会及び教育研究審議会に学外の有識者を活用する。(21～26 年度)【130】	ウ 学内外意見の反映に関する取組み ① (実施済) ② (実施済)

学運営を推進する。また、大学の活動全般に対する学内外の意見を定期的に収集し、活用する。	③ 学外の有識者の知識、経験を大学運営に活用する。(21～26 年度)【131】	③▲ 引き続き学外有識者の活用を図る。 ▲ 引き続き市、議会、市民との懇談会を実施する。
エ 内部監査機能の充実 監事を中心とした実効性のある監査体制を整備するとともに、監査業務に従事する職員の専門性の向上を図り、財務規律や法人業務の適正処理を確保する。	エ 内部監査機能の充実に関する取組み ① 監査室を設置し、計画的に監査を実施する。(21～26 年度)【132】 ② 監査法人による監査を実施する。(21～26 年度)【133】 ③ 監査業務に従事する職員の専門性の向上を図る研修機会を設ける。(21～26 年度)【134】	エ 内部監査機能の充実に関する取組み ①▲ 例月監査・定期監査を実施する。 ②▲ 公認会計士による監査を実施する。 ③▲監査室職員の研修を実施する。
(2)教育組織の見直しに関する目標 現代社会や地域のニーズの変化に対応しつつ、教員養成系大学として大学の一層の個性化を図り、教育の成果に関する目標を達成するため、学部学科や附属機関等の教育研究組織のあり方について不断に検討し、適切に見直しを行う。	(2) 教育組織の見直しに関する目標を達成するめの具体的措置 ① 教員養成系大学としての個性化を促進する方向性で、学部学科、研究科の在り方について検討する。(21～26 年度)【135】 ② 附属機関の在り方について検討、見直しを行う。(21～26 年度)【136】	(2) 教育組織の見直しに関する目標を達成するための具体的措置 ①▲ 学部学科の在り方について、課題を明らかにするための調査を行う。 ②▲ 外国語教育、国際交流の充実に向け、外国語教育研究センターと国際交流・語学研修室を統合した国際交流センターの設置を引き続き検討する。
(3)人事の適正化に関する目標 ア 人事計画 職員の人事配置については、理事長及び学長のリーダーシップのもと戦略的、計画的に行う。	(3) 人事の適正化に関する目標を達成するための具体的措置 ア 人事計画に関する取組み ① 理事長及び学長のリーダーシップのもと戦略的、計画的に職員の人事配置を行う。(21～26 年度)【137】	(3) 人事の適正化に関する目標を達成するための具体的措置 ア 人事計画に関する取組み ①▲ 平成 26 年度の教員配置計画を検討する。
イ 教員の人事	イ 教員の人事に関する取組み	イ 教員の人事に関する取組み

教育研究を活性化させるため、採用に関する諸条件を適切に勘案した公募制を原則として採用する。また、任期制については、制度のあり方の検討を進めつつ、現状に即して導入するなど雇用形態を多様化する。	① 教員の人事及び評価については、教育研究審議会において審議の上、理事会で決定する。(21 年度)【138】 ② 公募制を原則とした教員選考を行う。(21～22 年度検討、23 年度実施)【139】 ③ 任期制の導入を検討するなど、雇用形態を多様化する。 (21～22 年度検討、23 年度実施)【140】	① (実施済) ② (実施済) ③ (実施済)
ウ 職員の人事 法人・大学運営の専門職能集団として、教員組織と連携しつつ、企画立案に積極的に参加し、専門的能力を発揮することができる職員の採用や養成等を行う。なお、市派遣職員については、段階的に縮小又は解消していく。	ウ 職員の人事に関する取組み ① 職員の人事及び評価については、経営審議会において審議の上、理事会で決定する。(21年度)【141】 ② 市と協議しながら、計画的に大学固有の職員を採用し、養成していく。(21～26年度)【142】 ③ 市からの派遣職員は段階的に縮小し、平成26年度末までには、必要最少限とする。(21～26年度)【143】	ウ 職員の人事に関する取組み ①▲ 職員の人事及び評価の見直しを行う。 ②▲ 市と協議しながら、計画的に大学固有の職員を採用し、養成していく。 ③▲ プロパー職員の計画的な採用により市からの派遣職員を段階的に縮小する。
エ 教職員の給与制度 学内外における教育、研究、社会(地域)貢献、管理運営等多様な活動内容や職責を適正に反映した、公平性、透明性の高い給与システムを構築する。	エ 教職員の給与制度に関する取組み ① 教職員の業績評価システムを確立し、給与に反映させる。(21～26年度)【144】	エ 教職員の給与制度に関する取組み ①▲ 大学HP上に公開した教員の研究・教育業績一覧について、データの更新を図り、常勤教員は全員、非常勤教員は希望者について掲載する。 ▲ 大学HP上に公開した教員の研究・教育業績一覧の項目を見直し、「研究」、「教育」、「学内運営」、「地域貢献」に区分し公表する。
オ 活気溢れる職場づくり 良好な労使関係の確立を図る。	オ 活気溢れる職場づくりに関する取組み ① 男女共同参画に配慮し、教職員等の男女比率の適正化に努める。(21～26年度)【145】	オ 活気溢れる職場づくりに関する取組み ①▲ 教職員等の採用に当たっては、男女比率も考慮し実施する。

	② 労働基準法及び地方独立行政法人法に照らして学内諸規程を整備、改善する。(21年度)【146】	② （実施済）
カ 健康安全管理 教職員の健康安全管理を推進し、保健管理機能を充実する。	カ 健康安全管理に関する取組み ① 労働安全衛生法等に基づく安全衛生管理について、学内外に周知、公表する。(平成21年度)【147】 ② 学生、教職員の定期健康診断を実施する。(21～26年度)【148】 ③ 教職員及び学生を対象とした普通救命講習等を実施する。(21～26年度)【149】	カ 健康安全管理に関する取組み ①▲ 労働安全衛生法等に基づく安全衛生管理について、関連する研修会に参加すると共に、学内外への周知・公表を徹底する。 ②▲ 学生定期健康診断を実施し、受診者数 2,760 人以上を目指す。 ▲ 教職員の定期健康診断を実施するにあたり、教職員が利用しやすい場所にある病院で受診できるように、公立学校共済組合と協議を行い、教職員の受診率向上を図る。 ③▲ 昨年度設置した防災委員会を中心として、定期的に教職員及び学生を対象とした普通救命講習等を実施する。
(4) 事務等の効率化・合理化に関する目標 事務職員の専門性を高めるためSD(スタッフ・ディベロップメント)活動を積極的に推進することにより、効率的・効果的な事務処理体制を整備する。また、事務組織のあり方について不断に検討し、適切に見直しを行う。	(4) 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置 ア 事務処理の効率化に関する取組み ① 事務職員の専門性を高めるためSD(スタッフ・ディベロップメント)を推進する。(21～26年度)【150】 ② 効率的・効果的な事務処理体制を整備するため、事務組織の見直しを行う。(21～26年度)【151】 ③ 費用対効果を考慮しながら、外部委託や人材派遣等ア	(4) 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置 ア 事務処理の効率化に関する取組み ①▲ SD 研修会を実施すると共に、事務職員の各種研修会への参加を奨励し、職員の専門性や能力を高めるよう努める。 ②▲ 随時事務組織の見直しを実施する。 ③▲ 引き続き外部委託、人材派遣等アウトソーシングを

	ウトソーシングを活用する。(21～26年度)【152】 イ 事務組織の見直しに関する取組み ① 事務組織全体について、事務の標準化、集中化等により効率的な事務体制を確立するとともに、継続的な見直しを実施する。(21～26年度)【153】	活用する。 イ 事務組織の見直しに関する取組み ①▲ 随時事務組織の見直しを実施する。(再掲)
5 財務内容の改善 (1)運営費交付金に関する目標 運営費交付金は、透明・明確な算定の基準を設定して交付する。法人は、創意工夫を凝らして、自主・自立的な大学経営を行う。	5 財務内容の改善 (1) 運営費交付金に関する目標を達成するための具体的措置 ① 運営費交付金は、市が定める算定基準(①標準運営費交付金、②特定運営費交付金、③施設整備費等補助金)の範囲内で大学を経営する。ただし、「自己収入の増加」や「経費の抑制」をさらに推進し、①と②のうち、経営努力として市長から認定された利益については、理事長・学長に裁量経費枠を設けるなど、自主・自立的な経営を行う。(21～26年度)【154】	5 財務内容の改善 (1) 運営費交付金に関する目標を達成するための具体的措置 ① (実施済)
(2)自己収入の増加に関する目標 学生納付金については、市が認可した上限額の範囲内で、社会情勢等も見定めつつ、適切な料金の設定に努める。また、外部資金については、その獲得のための体制を整備するとともに、知的財産の活用など多様な収入源の確保に努める。	(2)自己収入の増加に関する目標を達成するための措置 ① 学生納付金について、社会情勢等も見定めつつ適切な料金を随時検討する。(21～26年度)【155】 ② 外部資金については、情報収集や申請の補助体制など、その獲得のための体制を整備する。 (21～22年度)【156】 ③ 科学研究費の申請率を高める。 (平成26年度常勤教員80%以上)【157】	(2)自己収入の増加に関する目標を達成するための措置 ①▲ 学生納付金について、社会情勢等も見定めつつ適切な料金を随時検討する。 ② (実施済) ③▲ 科学研究費の申請率を高める方策を検討する。(再掲)

	④ 知的財産の活用など多様な収入源の確保に努める。(21～26年度)【158】 ⑤ 知的財産(特許等)の獲得に対する支援を行う。(21～26年度)【159】	④▲ 知的財産による収入源の確保策について調査・検討を行う。 ⑤▲ 知的財産(特許等)について調査・検討を行う。(再掲)
(3)経費の抑制に関する目標 教育研究水準の維持向上に配慮しながら、予算の弾力的・効率的な執行や管理的業務の合理化等により、経常的経費を抑制する。	(3)経費の抑制に関する目標を達成するための具体的措置 ① 経費削減計画を毎年作成し、実施する。(21～26年度)【160】 ② 教職員のコスト意識を高める。(21～26年度)【161】 ③ 業務の合理化を徹底する。(21～26年度)【162】	(3)経費の抑制に関する目標を達成するための具体的措置 ①▲ 経費削減計画を策定し、実施する。 ②▲ 財務経営状況についての研修を実施する。 ③▲ 引き続き業務手順等の見直しを行い、業務の効率化・合理化を徹底することで、時間外業務を減少させ経費削減を図る。 ▲ 引き続き、「公立大学法人都留文科大学研究室等図書資料の収集に関する基準」を学内に周知し、「研究室購入図書資料取り扱いについてのフローチャート」に基づき、研究室蔵書と図書館蔵書とのすみ分けを図り、重複購入を避ける。
(4)資産の運用管理の改善に関する目標 保有する資産をできる限り有効かつ効率的に活用するとともに、厳格な資金管理を前提とし、自己責任において、知的財産、学内施設・設備等の活用を進め、安全かつ効率的な資金の運用管理を行う。	(4) 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための具体的措置 ① 保有する資産を有効かつ効率的に活用する。(21～26年度)【163】 ② 知的財産、学内施設・設備等の活用を進める。(21～26年度)【164】 ③ 安全かつ効率的な資金の運用管理を行う。	(4) 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための具体的措置 ①▲ 保有する資産の活用方法について調査・検討を行う。 ②▲知的財産(特許等)について調査・検討を行う。(再掲) ③▲ 資金運用管理について調査・検討を行う。

	(21～26年度)【165】	
(5)剰余金の適切な活用に関する目標 自己収入の増加やコスト削減などの経営努力により生じる剰余金については、中期計画で定めた使途の範囲内で、柔軟に活用することが可能となるため、剰余金の増額に向け、経費削減に努め、時代を先取りするような、新たな戦略的事業などを展開する。	(5) 剰余金の適切な活用に関する目標を達成するための具体的措置 ① 剰余金については、その増額に向け、経費削減に努める。(21～26年度)【166】 ② 剰余金が生じた場合には、教育研究の充実発展に向けて新たな戦略的事業などを展開する。 (21～26年度)【167】	(5) 剰余金の適切な活用に関する目標を達成するための具体的措置 ①▲ 経費削減計画を策定し、実施する。(再掲) ②▲ 剰余金が生じた場合には、教育研究の充実発展に向けて新たな戦略的事業などを展開する。
6 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供 全学的な自己点検・評価を適時に実施・公表するとともに、認証評価機関による認証評価を受け、その評価結果を公表し、大学運営の改善と教育研究等の充実を図る。	6 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供 ① 自己点検・評価を計画的に実施し、その結果を公表する。(21～26年度)【168】 ② 外部評価を3年に一度実施し、その結果を公表する。 (21～26年度)【169】 ③ 平成22年度に認証評価機関による認証評価を受け、その評価結果を公表する。(21～23年度)【170】 ④ 評価結果を大学運営の改善と教育研究等の改善に反映させる。(23～26年度)【171】	6 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供 ① (実施済) ② (実施済) ③ (実施済) ④▲ 大学基準協会による認証結果を受け、改善を図る。
7 その他業務運営 (1)施設設備の整備・活用等に関する目標 既存施設の効率的な維持・管理を行うとともに、中長期的な展望に立ち、快適な学習環境と豊かな自然環境との調和・共生をテーマとしたキャンパスづくりを目指し、計画的な施設設備の整備・改修を行い、有効活用	7 その他業務運営 (1)施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための具体的措置 ① 施設の効率的な維持・管理を行う。 (21～26年度)【172】 ② 中長期的な展望に立ち、快適な学習環境と豊かな自然	7 その他業務運営 (1)施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための具体的措置 ①▲ 施設の効率的な維持・管理を行う。 ②▲ 図書館前ビオトープを保全、活用する。

を進める。	環境との調和・共生をテーマとしたキャンパスづくりを行う。(21～26年度)【173】 ③ 計画的な施設設備の整備・改修を行う。(21～26年度)【174】 ④ 施設の有効活用を進める。(21～26年度)【175】 ⑤ 学生の休憩室、学習室を整備する。(21年度調査・検討、22年度～26年度整備)【176】 ⑥ 学生食堂のリニューアルを行うとともに、メニューや料金について学生の意見を取り入れながら改善を図る。(21～26年度。学食改修は22年度)【177】	③▲ 施設整備の基本構想を検討するためプロジェクトチームを立ち上げる。(再掲) ④▲ 施設の有効活用促進する。 ⑤▲ 学生の休憩室、学習室の整備を進める。 ⑥▲ メニュー等についてはさらに学生自治会実施のアンケート調査結果を反映し改善していく。
(2)安全管理に関する目標 教育・研究活動等における安全と健康を確保するために全学的な危機管理体制を整備するとともに、学生及び教職員等の安全確保のため、適切な防災・防犯対策を講じる。	(2) 安全管理に関する目標を達成するための措置 ① 全学的な危機管理体制を整備する。(21年度)【178】 ② 適切な防災・防犯対策を講じる。(21年度)【179】 ③ 人権侵害を防止するため、全学的に取り組む体制を整備するとともに、定期的に研修を行う。(21～26年度)【180】	(2) 安全管理に関する目標を達成するための措置 ①▲ 防災マニュアルを改訂し、危機管理に対応するための全学的な体制強化を図る。 ②▲ 年度始めのオリエンテーションで防災簡易マニュアルを全学生に配布する。 ▲ 防災に関する授業科目を開設する。 ▲ 防災訓練を実施する。 ▲ 新入生オリエンテーション時に大月警察署による防犯講習会を実施する。 ③▲ 人権侵害に関する情報収集を行うとともに、定期的に研修を実施する。
(3)情報公開等の推進に関する目標	(3) 情報公開等の推進に関する目標を達成するための具体的措置	(3) 情報公開等の推進に関する目標を達成するための具体的措置

ア　情報公開 教育・研究活動や経営管理の透明性を確保するとともに、市民をはじめ社会への説明責任を果たすため積極的な情報公開を推進する。	ア　情報公開に関する取組み ①　積極的な情報公開を推進する。(21～26年度)【181】 ②　情報公開については、都留市情報公開条例に基づき、関係規程を整備し、情報公開請求に適切に対応する。(21 年度規程整備、21～26 年度)【182】	ア 情報公開に関する取組み ①▲　主に留学生向けに情報を発信するため、英語サイトをさらに充実させる。 ②▲　情報公開規程については整備済であるため、今年度は情報公開実施手順等の作成について、更なる検討を行う。
イ　個人情報 個人情報の保護については、取り扱いの適正化に努め、保護体制を充実する。	イ　個人情報に関する取組み ①　個人情報の保護について取り扱いの適正化に努める。(21～26年度)【183】 ②　個人情報保護体制を充実する。(21～26年度)【184】 ③　都留市個人情報保護条例に基づき、関係規程や管理体制を整備し、適正な個人情報保護を行う。(21年度規程整備、21～26年度)【185】	イ 個人情報に関する取組み ①▲　個人情報の保護に関する情報収集を行なうとともに、必要に応じて研修会を実施する。 ②▲　情報セキュリティポリシーの策定とハンドブックの作成・配布を行う。 ③▲　個人情報保護についての基本規程については、整備済みであるため、今年度は関連規程の整備について順次検討する。
(4)環境への配慮に関する目標 廃棄物削減、分別回収、資源再利用など環境に配慮した活動を実践し、法人として社会的責任を果たす。	(4) 環境への配慮に関する目標を達成するための具体的措置 ①　環境負荷の低減や循環型社会の実現に寄与する活動を推進する。(21～26 年度)【186】 ②　廃棄物の適正管理を徹底する。(21～26 年度)【187】 ③　廃棄物削減計画を策定し、効果的に実施する。(21年度計画策定、21～26年度)【188】 ④　学生・教職員に分別回収の徹底を図り、資源の再利用を図る。(21～26年度)【189】 ⑤　学生や市民等を対象に環境教育を実施する。	(4) 環境への配慮に関する目標を達成するための具体的措置 ①▲　市環境基本計画に則り、地球温暖化防止のための CO2 削減個別目標値の実現を図る。 ②▲　廃棄物の適正管理及び処分を徹底する。 ③▲　廃棄物削減計画を策定する。 ④▲　卒業時の不用品リサイクル活動を支援する。 ▲　用紙リサイクルを徹底する。 ⑤▲　学生に対しては引き続き環境ECDプログラムを提

	(21～26 年度)【190】	供する。 ▲ 市民に対しては市民講座等を活用し環境教育を実施する。

Ⅴ　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1　予算（平成 21 年度～平成 26 年度）

（単位：百万円）

区　　分	金　　額
収入	
運営費交付金	4,257
（施設整備費等補助金以外）	(4,008)
（施設整備費等補助金）	(249)
授業料等収入	10,844
受託研究等収入	60
その他	118
計	15,279
支出	
人件費	9,492
（退職金以外）	(8,834)
（退職金）	(658)
一般管理費	2,701
（施設整備費以外）	(1,982)
（施設整備費）	(719)
教育研究費	3,026
受託研究等経費	60
計	15,279

（人件費の見積り）

中期計画期間中　総額　9,492 百万円を支給する。

注）人件費の見積もりについては、平成 20 年度の人件費

Ⅱ　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1　予算

（単位：百万円）

区　　分	金　　額
収入	
運営費交付金	861
（施設整備費等補助金以外）	(729)
（施設整備費等補助金）	(132)
授業料等収入	1,830
受託研究等収入	0
その他	24
計	2,715
支出	
人件費	1,628
（退職金以外）	(1,492)
（退職金）	(136)
一般管理費	591
（施設整備費以外）	(245)
（施設整備費）	(346)
教育研究費	496
受託研究等経費	0
計	2,715

（人件費の見積り）

総額　1,628 百万円を支給する。

注）人件費の見積もりについては、平成 23 年度の人件費

	見積額に、役員報酬及び教職員の給料、諸手当並びに法定福利費に相当する費用を試算したものであり、定期昇給、特別昇給、ベースアップ分は含まない。 注）退職手当は、公立大学法人都留文科大学職員退職手当規程の規定に基づき支給し、当該年度において算定された相当額が運営交付金として財源措置される。 （運営費交付金の算定方法） 運営費交付金＝①標準運営費交付金＋②特定運営費交付金＋③施設整備費等補助金 ① 標準運営費交付金 ・ 法人の運営に係る標準的な経費・収入を算定し、その財源不足を補う。 ・ 平成 21 年度は平成 19 年度決算額を基準として積み上げ方式とする。なお、法人化に伴う新規発生経費を積算する。 ・ 各事業年度の標準運営交付金は、直近年度の決算額を基準として、毎年度予算編成過程において所要額を精査する。 ② 特定運営費交付金 ・ 標準的な経費で対応できない特定目的の経費である退職手当、特別研究経費（地域貢献研究推進事業等、新たな教育研究ニーズに対応した特色ある研究を重点的に支援するもの）等、年度の事情により経費が変動する事業の財源に充てるために交付される。毎年度予算要求により所要額を精査する。 ③ 施設整備費等補助金	見積額に、役員報酬及び教職員の給料、諸手当並びに法定福利費に相当する費用を試算したものであり、定期昇給、特別昇給、ベースアップ分は含まない。 注）退職手当は、公立大学法人都留文科大学職員退職手当規程の規定に基づき支給し、当該年度において算定された相当額が運営交付金として財源措置される。

	・ 法人が所有する施設の整備、大規模改修又は災害復旧に要する経費に対する財源を補助する。毎年度予算要求により所要額を精査する。（当該整備に係る臨時的収入分は差し引く） ・ 建物の新設及び用地取得については、予算編成時において都留市が行うか、法人が行うかその都度検討し、補助金に含めるか否か決定する。	

２ 収支計画(平成 21 年度～平成 26 年度)

（単位:百万円）

区　　分	金　　額
費用の部	15,279
経常経費	15,279
業務費	12,578
教育研究費	3,026
受託研究費等	60
人件費	9,492
一般管理費	2,701
財務費用	0
雑損	0
臨時的損失	0
収入の部	15,279
経常収益	15,279
運営費交付金	4,257
授業料等収益	10,844
受託研究費等収益	60
その他収益	118
財務収益	0
雑益	0
臨時収益	0
純益	0

２ 収支計画

（単位:百万円）

区　　分	金　　額
費用の部	2,715
経常経費	2,715
業務費	2,124
教育研究費	496
受託研究費等	0
人件費	1,628
一般管理費	591
財務費用	0
雑損	0
臨時的損失	0
収入の部	2,715
経常収益	2,715
運営費交付金	861
授業料等収益	1,830
受託研究費等収益	0
その他収益	24
財務収益	0
雑益	0
臨時収益	0
純益	0

<table>
<tr>
<td></td>
<td>
3　資金計画（平成 21 年度～平成 26 年度）
（単位：百万円）
<table>
<tr><th>区　　分</th><th>金　　額</th></tr>
<tr><td>資金支出</td><td>15,279</td></tr>
<tr><td>業務活動による支出</td><td>15,279</td></tr>
<tr><td>投資活動による支出</td><td>0</td></tr>
<tr><td>財務活動による支出</td><td>0</td></tr>
<tr><td>次期中期目標期間への繰越金</td><td>0</td></tr>
<tr><td>資金収入</td><td>15,279</td></tr>
<tr><td>業務活動による収入</td><td>15,279</td></tr>
<tr><td>運営費交付金による収入</td><td>4,257</td></tr>
<tr><td>授業料等による収入</td><td>10,844</td></tr>
<tr><td>受託研究等による収入</td><td>60</td></tr>
<tr><td>その他の収入</td><td>118</td></tr>
<tr><td>投資活動による収入</td><td>0</td></tr>
<tr><td>財務活動による収入</td><td>0</td></tr>
<tr><td>前期中期目標期間からの繰越金</td><td>0</td></tr>
</table>
Ⅵ　短期借入金の限度額
1　短期借入金の限度額
2 億円
2　想定される理由
運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることを想定する。
Ⅶ　重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
</td>
<td>
3　資金計画
（単位：百万円）
<table>
<tr><th>区　　分</th><th>金　　額</th></tr>
<tr><td>資金支出</td><td>2,715</td></tr>
<tr><td>業務活動による支出</td><td>2,715</td></tr>
<tr><td>投資活動による支出</td><td>0</td></tr>
<tr><td>財務活動による支出</td><td>0</td></tr>
<tr><td>次期中期目標期間への繰越金</td><td>0</td></tr>
<tr><td>資金収入</td><td>2,715</td></tr>
<tr><td>業務活動による収入</td><td>2,715</td></tr>
<tr><td>運営費交付金による収入</td><td>861</td></tr>
<tr><td>授業料等による収入</td><td>1,830</td></tr>
<tr><td>受託研究等による収入</td><td>0</td></tr>
<tr><td>その他の収入</td><td>24</td></tr>
<tr><td>投資活動による収入</td><td>0</td></tr>
<tr><td>財務活動による収入</td><td>0</td></tr>
<tr><td>前期中期目標期間からの繰越金</td><td>0</td></tr>
</table>
Ⅲ　短期借入金の限度額
1　短期借入金の限度額
2 億円
2　想定される理由
運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることを想定する。
Ⅳ　重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
</td>
</tr>
</table>

なし

Ⅷ　剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合には、教育・研究の質の向上及び組織の改善に充てる。

Ⅸ　施設及び設備に関する計画（平成 21 年度～平成 26 年度）

（単位：千円）

施設及び設備の整備内容	予　定　額	財　　源
・美術研究棟耐震対策工事	153,000	施設整備費等補助金
・本部棟耐震対策工事	118,720	249,000 千円
・食堂スペース改修工事	26,500	運営費交付金
・本部棟・1 号館通路段差解消工事	21,200	470,060 千円
・1 号館・本部棟屋上防水補修工事	32,100	
・グランドクレイ舗装工事	81,120	
・第1クラブ棟建設工事	159,000	
・その他施設・設備整備費	127,420	
合　　計	719,060	

なし

Ⅴ　剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合には、教育・研究の質の向上及び組織の改善に充てる。

Ⅵ　施設及び設備に関する計画

（単位：千円）

施設及び設備の整備内容	予　定　額	財　　源
・第一クラブ棟建設工事	207,948	施設整備費等補助金
・4 号館・自然科学棟暖房設備改修工事	53,130	131,520 千円
・1 号館屋上防水補修工事	28,427	授業料
・1 号館下水接続工事	20,052	214,178 千円
・その他施設・設備整備費	36,141	
合　　計	345,698	

	Ⅹ　積立金の使途 なし Ⅺ　その他法人の業務運営に関し必要な事項 なし	Ⅶ　積立金の使途 なし Ⅷ　その他法人の業務運営に関し必要な事項 なし